

要件設定型一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号）第22条の規定に基づき公告する。

令和8年3月23日

佐伯市長 富高 国子

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか佐伯市電子入札運用基準（平成19年10月1日施行）による。
- 二 本案件は、佐伯市建設工事等電子閲覧実施要領（平成23年11月1日施行）により、電子入札システムを利用して行う電子閲覧の対象案件である。

第1 競争入札に付する事項

1	工事名	令和7年度 水産生産基盤整備事業 長田漁港整備（その3）工事
2	工事場所	佐伯市上浦大字最勝海浦
3	工期	契約締結日の翌日から 約166日間
4	工事概要	<p>【1工区】 鶴谷埠頭（佐伯市鶴谷町2丁目）</p> <p>防波堤 1式 本體工 直立消波ブロック製作工 1式 NBL1.0型 製作 N=9個 NBL1.0(左1/2)型 製作 N=1個 NBL1.0(右1/2)型 製作 N=1個 NBFL1.0型 製作 N=5個</p> <p>被覆・根固工 根固ブロック工 1式 根固方塊① 製作 N=3個</p> <p>消波工 消波ブロック工 1式 消波ブロック（12t型）製作 N=52個</p> <p>【2工区】 有明漁港（佐伯市鶴見大字有明浦（帆波浦））</p> <p>防波堤 1式 本體工 本體ブロック製作工 1式 底版方塊① 製作 N=3個</p>
5	予定価格	47,278,000 円 (※予定価格×100/110 = 42,980,000 円)
6	最低制限価格	適用する。
7	低入札価格調査基準価格	適用しない。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事について、次の1から3までのすべての要件を満たす者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表において、(1)から(5)までのすべての要件を公告日現在で満たしていること。

区 分	要 件	備 考
(1) 業種	とび・土工・コンクリート工事	佐伯市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年佐伯市告示第70号。以下「審査要綱」という。）によるとび・土工・コンクリート工事（以下「発注業種」という。）の入札参加資格の令和7年度認定を受けている者であること。
(2) 等級	土木一式工事 A等級	土木一式工事に係る令和7年度の審査要綱による格付がA等級に格付けされた、佐伯市に電子入札システムの利用者登録をしている者であること。
(3) 許可区分	一般建設業又は特定建設業の許可を有すること。	発注業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第1号又は第2号に規定する許可を有する者であること。
(4) 施工実績	求めない	—
(5) 総合評定値（P点）	求めない	—

2 建設業法上の主たる営業所（以下「本店」という。）の所在地等

次の表において、(1)の本店所在地に対応して(2)から(3)までのすべての要件を公告日以降、開札予定日現在まで継続して満たしていること。

(1) 本店所在地	佐伯市内	—
(2) 佐伯市との契約について委任を受けた営業所等の所在地	—	—
(3) 企業における同種工事の施工実績	求めない	—

3 配置予定技術者

次の表の、(1)から(4)までのすべての要件を満たす主任（監理）技術者を専任で配置できること。なお、本工事は、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の配置対象工事とする。（詳細は別記1-1及び1-3参照）

(1) 国家資格等	発注業種に係る建設業法第7条第2号又は第15条第2号の資格を有する者であること。
(2) 監理技術者資格等	求めない
(3) 雇用関係	競争入札参加資格確認申請書及びその添付資料（以下「申請書等」という。）提出日以前に3か月以上継続して直接的雇用関係にある者であること。
(4) 従事経験	求めない

※「監理技術者」とは、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者をいう。

第3 入札手続等

1 担当課

(1)	入札及び契約担当課	部署：佐伯市 総合政策部 契約検査課 住所：佐伯市中村南町1番1号 電話番号：0972-22-3487
-----	-----------	--

2 設計図書等の閲覧の期間、場所及び方法

(1)	閲覧期間	自 令和8年3月24日 午前9時00分 至 令和8年4月7日 午後5時00分	※佐伯市電子入札運用基準による。
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型入札情報サービスシステム (https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU) の佐伯市の案件情報の中のこの工事を入札公告している場所	

3 設計図書等に対する質問書の提出方法等

(1)	提出期間	自 令和8年3月25日 午前9時00分 至 令和8年3月31日 午後5時00分	※佐伯市電子入札運用基準による。
(2)	提出先	部署：佐伯市 農林水産部 水産課 住所：佐伯市中村南町1番1号 電話番号：0972-22-4506 (3/30以降22-4213)	
(3)	提出方法等	<p>設計図書等に質問がある場合には、(1)の提出期間内に(2)の提出先へ次の方法により提出するものとし、いずれの場合も提出期限までに必着すること。(様式任意)</p> <p>ア. 持参(代表者印又は受任者印の押印があるものとし、提出は開庁日に限る。)</p> <p>イ. 郵送(代表者印又は受任者印の押印があり、書留等の配達記録が残るもの。)</p> <p>ウ. 電子メール(代表者印又は受任者印の押印を省略しても可とする。)</p> <p>(電子入札システムに登録している自社のアドレスから、佐伯市質問受けアドレス【keiyakuka-dennyu@city.saiki.lg.jp】宛てに提出すること。また、提出するファイルはPDF形式とし、容量は1通あたり10メガバイト以内とすること。)</p>	

4 上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。)

(1)	質問者への回答期限	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日(休日を除く。)以内	
(2)	回答書の閲覧期間	自 質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して4日(休日を除く。)後までに開始 至 令和8年4月7日 午後5時00分	
(3)	閲覧場所	大分県共同利用型入札情報サービスシステム (https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU) の佐伯市の案件情報の中のこの工事を入札公告している場所	

5 申請書等

入札に参加する者は、下記のとおり申請書等を提出すること。なお作成方法は第5による。

(1)	提出期間	自 令和8年3月24日 午前9時00分 至 令和8年4月2日 午後5時00分	※左のうち開庁日に限る。
(2)	提出方法等	原則として、電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る。)による場合は封書にし、(1)の提出期間内に佐伯市 総合政策部 契約検査課に提出すること。	

6 入札書の提出

(1)	提出期間	自 令和8年4月3日 午前9時00分 至 令和8年4月7日 午後5時00分	※左のうち開庁日に限る。
(2)	提出方法等	<p>原則として、電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る。)による場合は封書にし、 令和8年4月7日 午後5時00分までに、佐伯市 総合政策部 契約検査課に厳封の上、提出すること。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。</p>	
(3)	入札回数	入札回数は、原則として1回とする。	

7 入札金額内訳書の提出(※入札時に添付すること。)

(1)	提出期間	自 令和8年4月3日 午前9時00分 至 令和8年4月7日 午後5時00分	※左のうち開庁日に限る。
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る。)による場合は封書にし、 令和8年4月7日 午後5時00分までに、佐伯市 総合政策部 契約検査課に厳封の上、提出すること。	

8 開札

(1)	予定日時	令和8年4月8日 午前9時00分
(2)	場所	佐伯市役所 本庁舎4階 401会議室
(3)	立会	佐伯市電子入札立会要領(平成19年10月1日施行)によるものとする。

第4 入札金額内訳書の作成等

- 1 入札書提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
※提出方法等は、第3の7による。
- 2 作成方法は、入札金額内訳書取扱要領（平成23年4月1日施行）によること。
- 3 入札金額内訳書の様式は、大分県共同利用型電子入札システムの発注機関が佐伯市で、この工事を入札公告している場所に「入札金額内訳書提出用参考資料」と示している様式を使用し、入札金額の根拠とした単価及び金額を明記することとするが、様式の下段にある「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額」（以下「法定福利費」という。）の金額の記入については任意とする。
ただし、法定福利費を記入した場合は、入札金額内訳書を契約時に提出する請負代金内訳書に添付することで、請負代金内訳書の工事費内訳の記入を省略することができる。
- 4 提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限るものとする。
- 5 提出された入札金額内訳書は、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）から提出されたものについてのみ、入札金額内訳書取扱要領に規定する審査を行う。落札候補者以外の者から提出された入札金額内訳書は審査を行わないので、落札候補者以外の者の入札結果が無効でなくても、その者の提出した入札金額内訳書に不備がないとは限らない。
- 6 落札候補者には、PDF形式で提出された入札金額内訳書の生成元となったエクセルファイルの提出を求める場合があるので、当該エクセルファイルは内容の変更及び破棄をしないよう留意のうえ保存すること。

第5 申請書等の作成

第2に掲げる競争入札参加要件を満たすことを証するため、次のとおり申請書等を提出すること。作成に当たっては下表によるほか、別添「申請書等作成における注意事項」を参照すること。なお、提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限るものとし、容量が10メガバイトを超える場合には、第3の5(2)後段に記載の方法により提出すること。

※提出方法等は、第3の5による。

	様式表題	様式号数	提出の要・不要
1	競争入札参加資格確認申請書	様式第1号(その1)	要
2	競争参加資格状況表	様式第2号(その1)	要
3	同種工事の施工実績	様式第3号(その1)	不要
4	配置予定技術者の資格及び雇用関係	様式第4号(その1)	要

注1) 「提出の要・不要」欄に「要」と表示されている様式は必ず提出すること。提出がない場合（未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）は、競争参加資格がないものとして取り扱い、その者のした入札を無効とする。

「不要」と表示されている様式は提出の必要がない。

第6 競争入札参加資格等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
2	指名停止の有無	第3の5(1)の提出期間内に、佐伯市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成17年佐伯市告示第73号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止措置を受けていない日が含まれる者であること。
3	佐伯市暴力団排除条例に基づく措置	佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する措置として、次のいずれかに該当する者はこの工事の入札に参加する資格がない。なお、該当・非該当を確認するため、大分県警察本部に照会を行う場合がある。 (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められる者 (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者 (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者 (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。 (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4	不渡りの有無	開札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続等の有無	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
6	関連会社等の参加	<p>関連会社同士が入札に参加していないこと。</p> <p>なお、関連会社とは次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)親会社と子会社の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(2)親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(3)協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及びその構成員(組合員)等のいずれもが、市の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>上記(1)から(3)に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止基準に基づく指名停止をすることがある。また参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち評価値の最も高い者、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。</p>

第7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	<p>(1)競争参加資格がないと認められた者は、第8の4(3)の通知の日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由について説明を書面（様式は任意）を持参して求めることができるものとする。ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。</p> <p>(2)(1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。</p>
2	回答	<p>1の提出場所及び回答期限</p> <p>提出場所 佐伯市総合政策部契約検査課に提出すること。</p> <p>回答期限 令和8年4月30日 までに、書面により回答する。</p>

第8 その他の事項

1	現場説明会	実施しない
2	入札保証金及び契約保証金	<p>(1)入札保証金 免除</p> <p>(2)契約保証金 納付</p> <p>ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
3	開札の立会い	<p>(1)電子入札に参加した者（紙入札を行うことが承認された者を含む。）は、開札の立会いができるものとする。</p> <p>(2)開札時に立会人となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならないものとする。</p> <p>(3)詳細は、「佐伯市電子入札立会要領」による。</p>

4	落札者の決定	<p>(1)開札後は、入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。なお、この工事が佐伯市低入札価格調査実施要領（平成18年佐伯市告示第29号）第2条に規定する低入札価格の調査の対象となる工事である場合、同要領第4条に規定する低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は低入札価格調査の対象となるので、その調査に協力すること。</p> <p>(2)契約担当者は、落札候補者が競争参加資格を有すると確認（最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときを含む。）したときは、当該落札候補者を落札者とし、総合評価落札方式においては、落札候補者について佐伯市総合評価落札方式評価委員会の委員の意見を聴いた上で、適当である場合は、当該落札候補者を落札者とするものとする。</p> <p>ただし、競争参加資格を満たしていないと確認（最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときを含む。）した場合には、落札候補者を落札者とせず、次順位者を落札者とするものとする。</p> <p>なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとする。</p> <p>(3)(2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。</p> <p>(4)落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、落札候補者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。</p> <p>(5)(2)の規定により、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。</p>
5	入札の無効	<p>(1)公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者（公告後、開札までの間に指名停止基準に基づく指名停止を受けた者又は指名停止基準に基づく指名停止措置要件に該当するに至った者を含む。）のした入札又は虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。</p> <p>(2)入札金額内訳書はPDF形式で保存されたものに限るものとし、他の形式による場合は、入札金額内訳書が提出されていないものとみなし、その入札を無効とする。</p> <p>(3)提出書類(様式第1号(その1)、様式第2号(その1)、様式第4号(その1))を提出しない場合（未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）は、競争参加資格がないものとして取り扱い、その者のした入札を無効とする。</p> <p>(4)提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合及び開札予定日現在で有効な経営事項の審査を受審していることが確認できない場合は、その者のした入札を無効とする。</p> <p>(5)以下の各号に掲げる入札は無効とする。</p> <p>ア 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札</p> <p>イ 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札</p> <p>ウ 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札</p> <p>エ 入札金額の訂正に訂正印のない入札</p> <p>オ 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札</p> <p>カ 郵送による入札</p> <p>キ 電子入札にあつては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札</p> <p>ク 電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札</p> <p>ケ 前各号に定めるものを除くほか契約担当者において特に指定した事項に違反した入札</p> <p>コ 申請書等及び入札金額内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札</p> <p>サ 落札候補者の提出した入札金額内訳書が、入札金額内訳書取扱要領第7のいずれかに該当する場合は、その者のした入札</p> <p>シ 関連会社同士がした入札</p>

		<p>(6) この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えようで再度公告を行うものとする。</p> <p>ア 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、ファクシミリ送信票等の具体的な物証</p> <p>イ 明確な落札予定金額（率）。ただし、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を超えるものに限る。</p> <p>ウ 一般競争入札においては、入札参加者（特定建設工事共同企業体の場合にあつてはその組合せ）。ただし、入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く。</p> <p>エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの。</p>
6	支払い条件	<p>(1) 前金払い 有り</p> <p>(2) 中間前金払い・部分払い 有り</p>
7	その他	<p>(1) この公告に定めのない事項については、佐伯市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）（平成20年4月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、佐伯市公共工事請負契約約款（平成23年佐伯市告示第180号）、佐伯市談合情報対応マニュアル（平成19年4月1日施行）、佐伯市低入札価格調査実施要領、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。</p> <p>(2) 本工事の施工に当たっては、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。</p> <p>(3) 地方自治法第96条第1項第5号の規定により定められた佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐伯市条例第65号）第2条に規定する契約の締結は、佐伯市議会の議決事項であり（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定が適用される場合を除く。）、当該入札の落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。なお、契約担当者は、議会の議決が得られなかったことに伴う損害が落札者に発生してもその損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>(4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(5) 関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対し、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(6) 契約担当者は、開札後、落札者決定をするまでの間に落札候補者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とするものとする。 この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効としたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ア 指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき。 イ この入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(7) 契約担当者は、落札者決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が(6)の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合において、契約担当者は、落札者決定の取消し又は仮契約の解除を行ったことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>(8) 本工事に係る下請負契約については、佐伯市内に本店を有している者を優先して活用するように努めること。</p> <p>(9) 本工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を佐伯市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。</p> <p>(10) この契約を締結した者が共同企業体であった場合、その共同企業体が当該共同企業体の構成員を相手方とする下請負契約を締結することは、出資比率に比べて一構成員が施工の多くを手がけることとなり、実体が共同企業体制度の趣旨に反することとなる等の理由により適当でない。</p> <p>(11) この契約を締結した者が共同企業体であった場合、当該共同企業体の構成員の一人が企業体の脱退に至った場合でも他の構成員の責において工事を履行することとなるので、共同企業体の結成にあたっては十分な検討を行うこと。</p> <p>(12) 特定建設工事共同企業体協定書の提出が必要な場合は、佐伯市建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成17年佐伯市告示第72号）第5条の特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）を使用すること。</p> <p>(13) この競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加さ</p>

せなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。

- (14) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (15) この公告において期日の定めのない事項については、開札予定日を基準日とする。
- (16) この公告において「休日」とは、佐伯市の休日を定める条例（平成17年佐伯市条例第2号）第1条第1項に規定する休日とする。
- (17) この公告において「開庁日」とは、佐伯市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日でない日とする。
- (18) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなったときは、開札予定日時（低入札価格調査及び高落札率入札調査の場合は落札者決定の前）までに契約担当者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出（開札後の書面提出は受け付けない。）すること。その旨を記した書面の提出があったときは、その入札を無効とする。また、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合は、指名停止基準に基づき指名停止を行うことがある。
- (19) 当初の契約に当たっては、様式第4号（その1又はその2）により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については、真にやむを得ない理由（死亡、傷病、退職等）がある場合これを認めるものとする。既配置技術者の交代については、死亡、傷病、出産、被災、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合など考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意している場合これを認めるものとする。ただし、当該配置予定技術者又は既配置技術者の交代が生じたときは、この公告に示した資格条件を満たす者（以下「交代の技術者」という。）を配置するものとし、交代の技術者との雇用関係は、次の各号のとおりとする。
- ア 現場代理人・主任技術者等選任通知前に配置予定技術者の交代が生じたとき。
この公告に示したとおりの雇用関係
- イ 現場代理人・主任技術者等選任通知後に既配置技術者の交代が生じたとき。
- (7) 共同企業体で施工する場合
いずれの構成員の配置予定技術者も、当該既配置技術者の交代が生じた日以前3か月以上前から雇用されている者。
- (4) 単体で施工する場合
当該既配置技術者の交代が生じた日以前3か月以上前から雇用されている者。
ただし、(7)、(4)のいずれにおいても、当該既配置技術者の交代が生じた日以前3か月以上前から雇用されている者を配置することができない場合で、工事の継続性、品質の確保、工期の遵守等に支障がないと認められるときは、交代が生じた日以前から雇用されている者を交代の技術者とすることができるものとする。
- (20) 入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (21) 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
- (22) 契約担当者は、必要があると認められる場合は、開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (23) この競争入札に参加しようとした者から提出された入札金額内訳書、申請書等は公表しないものとする。ただし、佐伯市情報公開条例（平成17年佐伯市条例第13号）に基づく情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。
- (24) 電子入札の取扱いについては、佐伯市電子入札運用基準によるものとする。
- (25) 契約書類の提出に必要な費用は落札者の負担とする。
- (26) その他不明な点は、佐伯市総合政策部契約検査課まで照会のこと。

別添

申請書等作成における注意事項

提出資料 名称	注意事項	添付資料	様式の作成及び資料の添付に際しての留意点
1 競争入札参加資格確認申請書			
様式第1号(その1)			
この様式が添付されていない場合(記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。)及び競争参加資格を満たしていない若しくは提出された資料により確認できない場合は、その者のした入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者印又は受任者印を押印すること。			
<input type="checkbox"/> 一般建設業の許可について(通知)の写し又は特定建設業の許可について(通知)の写し		※ 発注業種に係る建設業法第3条第1項第1号又は第2号に規定する許可の写しを添付すること。	
2 競争参加資格状況表			
様式第2号(その1)			
この様式が添付されていない場合(記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。)及び競争参加資格を満たしていない若しくは提出された資料により確認できない場合は、その者のした入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者印又は受任者印を押印すること。			
※本店の所在地等について			
-		※ 記入の必要なし	
※発注業種等に係る認定状況について			
<input type="checkbox"/> 県工事競争入札参加資格について(通知)の写し		※ 審査要綱による令和7年度の土木一式工事に係る格付を記入し、その格付及び発注業種の認定が確認できる、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和39年大分県告示第481号)第1の5に規定する通知〔令和6・7年度県工事競争入札参加資格について(通知)又は令和7年度県工事競争入札参加資格について(通知)〕の写しを添付すること。	
※有効な経営事項審査について			
<input type="checkbox"/> 直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し		※ 開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記入し、その写しを添付すること。	
※発注業種の総合評定値について			
-		※ 記入の必要なし	
※配置予定技術者の資格及び雇用関係について			
<input type="checkbox"/> 様式第4号(その1)		-	
3 同種工事の施工実績			
様式第3号(その1)			
この様式の提出は不要。			
※工事属性、工事概要			
-		-	

4 配置予定技術者の資格及び雇用関係

様式第4号（その1）

専任で配置予定の主任（監理）技術者について、氏名、生年月日及び保有する資格・免許の名称等を記入すること。この様式が添付されていない場合（記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。）及び競争参加資格を満たしていない若しくは提出された資料により確認できない場合は、その者のした入札を無効として取り扱う。

なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者印又は受任者印を押印すること。

また、配置予定技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができるものとする。この場合、候補者1人につき本様式1枚を用い、候補者数分の本様式を提出すること。ただし、競争参加資格を満たしていない若しくは提出された資料により確認できない候補者は、配置予定技術者として認めないものとし、複数の候補者全てが競争参加資格を満たしていない若しくは提出された資料により確認できない場合は、その者のした入札を無効として取り扱う。

※資格等について

資格等が確認できる免状等の写し

※ 配置予定の技術者が保有する資格等が確認できる免許・資格者証等の写しを添付すること。
 なお、添付する書類において、氏名・生年月日・性別以外の個人情報（住所地等）をマスキングし提出しても差し支えないものとする。

※ 資格の種別が確認できること。

直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる証明資料等（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、監理技術者資格者証の写し）

※ 配置予定の技術者が、申請書等提出日の3か月以上前から継続して、企業と直接的雇用関係にあることが確認できること。

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを証明資料とする場合は、基礎年金番号及び他者の個人情報はマスキングすること。
 なお、添付する書類において、氏名・生年月日・性別以外の個人情報（住所地等）をマスキングし提出しても差し支えないものとする。

※従事経験について

—

—

注1) 添付資料については、上記のほか競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に代えることができる。

注2) 重複する添付資料は、兼ねることができる。

注3) 申請書等の提出書類を電子入札システムにより提出する場合において、代表者印の押印は省略できるものとする。なお、紙媒体により提出する場合は必ず代表者印又は受任者印を押印し提出すること。また、電子媒体により提出する場合は、代表者印又は受任者印の押印後のものをスキャニング等で作成し、提出すること。

注4) 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限る。

注5) 提出する添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

注6) 提出された提出書類及び添付資料は、この入札及び契約に係る確認以外に使用しない。ただし、佐伯市情報公開条例に基づく情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。

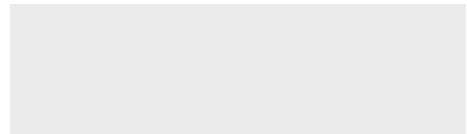
注7) 提出された書類及び添付資料は返却しない。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者 佐伯市長 富高 国子 様

住 所
商号又は名称
代表者又は受任者



⑩

（⑩：電子入札システムにより提出する場合は省略可）

令和8年3月23日 付けで公告のあった令和7年度 水産生産基盤整備事業 長田漁港整備（その3）工事に係る競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申し込みます。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 一般建設業又は特定建設業の許可の写し
- 2 競争参加資格状況表 … 様式第2号（その1）
- 3 ~~同種工事の施工実績 … 様式第3号（その1）~~
- 4 配置予定技術者の資格及び雇用関係 … 様式第4号（その1）

競争参加資格状況表

商号又は名称：

代表者又は受任者：

㊞

(㊞：電子入札システムにより提出する場合は省略可)

項目	内容	添付書類
本店の所在地等	本店の所在地 支店等の所在地 支店等の名称 支店等の代表責任者	本店の所在地について記入し、その所在地を確認するため直近の総合評定値通知書の写しを添付すること。通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料（建設業法第11条の規定に基づく変更届出書の写し等）を併せて提出すること。 また、佐伯市との契約について委任を受けた支店等がある場合は、その支店等の所在地、名称及び代表責任者について記入すること。
発注業種等に係る認定状況	土木一式工事 等級	審査要綱による令和7年度の土木一式工事に係る格付を記入し、その格付及び発注業種の認定が確認できる、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）第1の5に規定する通知〔令和6・7年度県工事競争入札参加資格について（通知）又は令和7年度県工事競争入札参加資格について（通知）〕の写しを添付すること。
有効な経営事項審査	通知年月日 年 月 日 審査基準日 年 月 日	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記入し、その写しを添付すること。
発注業種の総合評定値	総合評定値 点	参加要件の基準となる総合評定値通知書に記載された発注業種に係る総合評定値（P点）を記入すること。またその総合評定値通知書の写しを添付すること。
配置予定技術者の資格及び雇用関係	様式第4号（その1）	配置予定技術者の資格等が確認できる資料（監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者資格者証裏面の監理技術者講習修了履歴を含む。）の写し及び公告第2の3(3)で求める雇用関係が確認できる資料（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等）の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格及び雇用関係

商号又は名称：
 代表者又は受任者： ㊞
 （㊞：電子入札システムにより提出する場合は省略可）

専任で配置予定の主任（監理）技術者

配置予定の主任（監理）技術者の氏名等を記入し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等を添付すること。

配置予定の者の氏名						
生年月日		年		月		日
雇用年月日		年		月		日

法令による資格・免許

公告第2の3(1)に記載された資格等の保有状況を記入し、その内容が確認できる免許・資格者証等の写しを添付すること。

資格の名称		登録番号	
-------	--	------	--

監理技術者資格者証

初回交付年月日	*	年	*	月	*	日	交付番号	*****
---------	---	---	---	---	---	---	------	-------

監理技術者講習修了履歴

修了年月日	*	年	*	月	*	日
-------	---	---	---	---	---	---

- ※ 配置予定の主任（監理）技術者として複数の候補者がある場合は、競争参加資格を満たす複数の候補者を届け出ること可とする。この場合、候補者1人につき本様式1枚を用い、候補者数分の本様式を提出すること。
- ※ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付する場合、基礎年金番号及び他者の個人情報にマスキングを施し、認識できないようにすること。なお、添付する書類において、氏名・生年月日・性別以外の個人情報（住所地等）をマスキングし提出しても差し支えないものとする。

佐伯市における建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の取扱いについて

建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の配置については、下記のとおり取り扱う。

記

1 本工事において、専任特例1号の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、以下の（1）～（9）の要件をすべて満たさなければならない。

- （1）各建設工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- （2）建設工事の工事現場間の距離が、監理技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- （3）各建設工事の下請次数が3次以内であること。
- （4）当該工事現場に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- （5）当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものを含むこと）を講じていること。
- （6）当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- （7）監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- （8）兼務する建設工事の数は2件までであること。
- （9）兼務できる工事は佐伯市内の工事であること。

2 専任特例1号による監理技術者等を配置する場合は、現場代理人等通知書と併せて以下の書類の提出を求める。

- （1）建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の兼務届（別記様式1）
- （2）省令17条の2に基づく人員の配置を示す計画書（建設業法第26条第3項第1号：専任特例1号）（別記様式2）

3 その他

- （1）同一の監理技術者等が専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

※様式等については、佐伯市ホームページ内
<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji00310399/index.html> に掲載。

佐伯市における建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて

建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）の配置については、下記のとおり取り扱う。

記

1 本工事において、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の配置を行う場合は、以下の（1）～（11）の要件をすべて満たさなければならない。

- （1）営業所技術者等が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。
- （2）当該建設工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- （3）営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該営業所と当該工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
- （4）当該建設工事の下請次数が3次以内であること。
- （5）営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の連絡員の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者であること。
- （6）各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものを含むこと）を講じていること。
- （7）当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- （8）営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- （9）兼務する建設工事の数は1件までであること。
- （10）兼務できる工事は佐伯市内の工事であること。
- （11）営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 建設業法第26条の5の規定の適用を受けて営業所技術者等を兼務させる場合は、現場代理等通知書と併せて以下の書類の提出を求める。

- （1）建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の兼務届（別記様式1）
- （2）省令17条の5に基づく人員の配置を示す計画書（建設業法第26条の5）（別記様式2）

※様式等については、佐伯市ホームページ内
<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji00310400/index.html> に掲載。